

一般事業主行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成30年4月1日～平成33年3月31日までの3年間
2. 内容

目標1：育児をする職員を対象にした始業・終業時刻の繰上げまたは繰下げ措置の実施

<対策>

- 平成 30年 4月 ～ 対象職員の現状把握、各所属長に対し調査、シフトの検討
- 平成 31年 4月 ～ 始業・終業時刻の繰上げまたは繰下げ措置のルールの方策策定
- 平成 32年 4月 ～ 全職員へ始業・終業時刻の繰上げまたは繰下げ措置の周知および諸問題の検討開始

目標2：育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知

<対策>

- 平成 30年 4月 ～ 全職員の育児休業、産前産後休業などの取得状況の把握および諸制度の認知度アンケート調査、検討開始
- 平成 31年 4月 ～ アンケート調査に基づく文書作成、手続き方法を含めた説明会の実施による育児、産前産後休業等の諸制度および事業所関係規程の周知

目標3：年次有給休暇の取得の促進のための措置の実施

<対策>

- 平成 30年 4月 ～ 全職員の年次有給休暇の取得状況の把握、各所属長に対し現状聞き取り調査開始
- 平成 31年 4月 ～ 調査結果に基づく年次有給休暇の取得の促進のための措置の検討開始
- 平成 32年 4月 ～ 全職員へ年次有給休暇の取得の促進のための措置の周知、諸問題の検討